

犯罪や非行のない明るい社会へ

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い改善更生を果たす場もまた地域社会です。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、よりよい社会の実現を担う立場にあります。彼らが立ち直りのために努力するのは当然ですが、社会に居場所がないがために、再び犯罪を重ねてしまうという悪循環があることも事実です。犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くには、国・県・町の機関が各種施策を進めていくことはもちろんのこと、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを、地域社会のあたたかい心で受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

できることから始めてみませんか？

毎年7月1日から31日までの1か月間を「社会を明るくする運動」強調月間とし、全国的に各種事業・運動が実施されます。運動実現には、専門の機関や団体の努力に加えて、地域社会の理解と積極的な協力が必要となります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

▶行動目標

- ・犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

問合せ…社会を明るくする運動上里町推進委員会（町民福祉課社会福祉係内）
【☎35-1224】



7月は「青少年の非行・被害防止特別強調月間」です

県では、学校が夏休みになる7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民と連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開しています。

子どもたちにとって待ち遠しい夏休みは、出会いの場が増えたり、夜に出歩く機会が多くなるなど危険も隣り合わせです。また最近では特に、SNSがきっかけのトラブルや犯罪被害が増えていますので、注意が必要です。

保護者の皆さまには次の2つのポイントに留意しながら、インターネットやSNSの利用を見守っていただくようお願いいたします。

①ペアレンタルコントロールで見守り！

フィルタリングの設定などにより、子どもたちが安全にインターネットやスマートフォンを利用できる環境を整えてあげましょう。

②家庭内でルール作り！

利用時間や利用場所の制限、名前や顔写真を載せないこと、さらには、ネットで知り合った人と直接会わないなど、子どもの成長に合わせた家庭内でのルールを決めておくことも大切です。

問合せ…埼玉県北部地域振興センター県民生活担当【☎24-1110】



上里町社会福祉協議会からのお知らせ

フードパントリーを開催します ※要予約300名様分

町民の方、企業の方からのご寄付により集まった食品などを、夏休み中の子どもたちの食費軽減のため対象の方へ、無料で配布します。

期 日… 8月24日(土)、午後1時～3時30分

会 場… 上里町役場 1階 町民ホール（上里町大字七本木5518）

対象者… ①ひとり親世帯のうち、**児童扶養手当を受給している世帯の方**

②**就学援助を受けている世帯の方**

③18歳以下の子どもが**4人以上いる世帯の方**

町内在住の方のうち、①～③のいずれかに該当し、当日会場に受け取りに
来られる方(生活保護世帯は除く)

配布物… レトルト食品・お米・調味料など

申 込… 7月31日(水)までに、右記申込フォームまたは電話にて申込み

申込み者多数の場合は、抽選となります。

問合せ… 上里町社会福祉協議会【☎33-4232】

**町民の皆さま、企業さまからの
食品のご寄付も募集しています！**
(賞味期限が2か月以上あるもの)



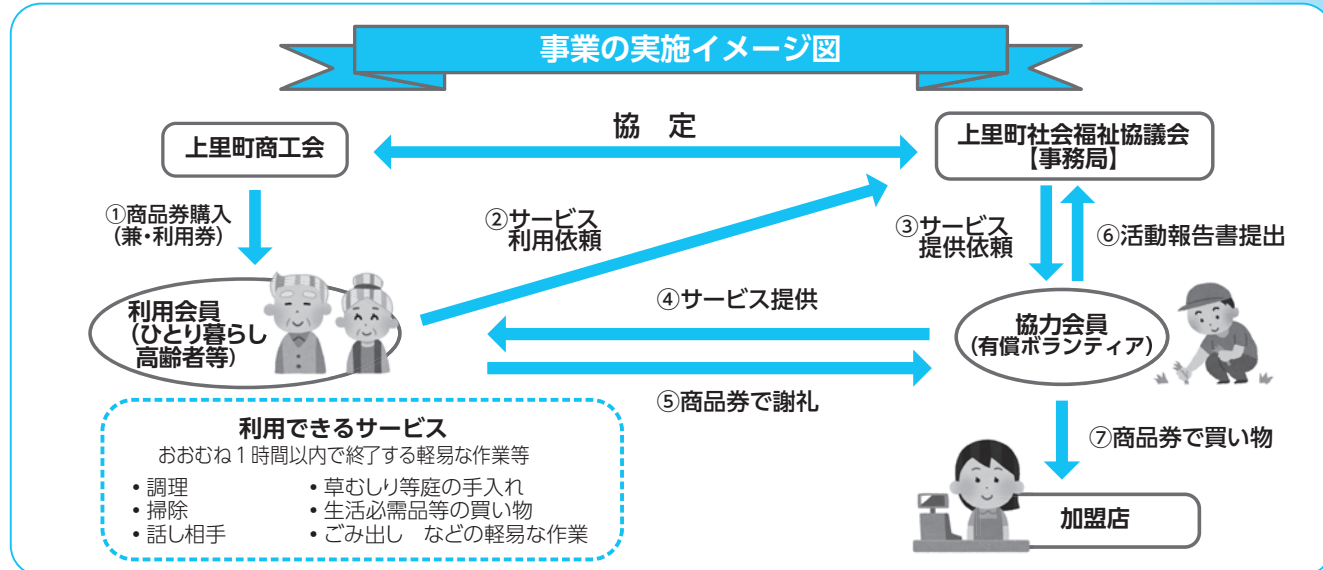
▲申込フォーム



～支え合い・助け合いのまちづくり～ かみさと高齢者等支え合いサービス

「高齢者等生活応援隊」

社会福祉協議会では、上里町に在住するひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等を対象に、協力会員(有償ボランティア)を派遣し、日常生活上の援助を行う、かみさと高齢者等支え合いサービス事業を実施しています。



サービスを利用する場合(ご利用には登録が必要となります)

▼利用料… 1時間500円(上里町共通商品券1枚)

※ 1回の作業がおおむね10分以内の短時間サービスは、同月内5回までの利用で1,000円(商品券2枚)でご利用いただけます。

※依頼される内容に適した協力会員がいない場合、ご希望に添えないこともあります。

協力会員を募集しています！

このサービスは、協力会員(有償ボランティア)の協力があって初めて成立します。「少しでも手伝えるかな」という方、ぜひお問い合わせください。地域の皆さんでの『支え合いサービス』活動への参加をお待ちしております。

問合せ… 上里町社会福祉協議会【☎33-4232】

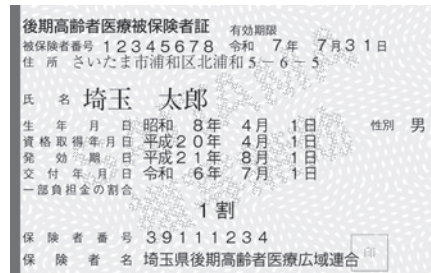
後期高齢者医療保険に加入している皆さまへ

■後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日までとなっています。

7月中に新しい被保険者証を特定記録郵便で送付いたしますので、大切に保管していただくとともに、8月以降に医療機関等で受診される場合は、新しい被保険者証を提示していただきますようお願いいたします。

※新しい被保険者証は青色です。



■令和6年・7年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年としており、この期間に必要な医療給付費等の費用に充てるため、次の通り保険料率を改定しました。

令和6・7年度保険料率：均等割額 45,930円、所得割額 9.13%

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

対象者の所得要件

軽減判定基準額 ※下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します	均等割の 軽減割合	軽減後の 均等割額
【基礎控除額(43万円)】 + [10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1)] 以下	7割	13,700円/年
【基礎控除額(43万円) + 29.5万円×世帯の被保険者数】 + [10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1)] 以下	5割	22,960円/年
【基礎控除額(43万円) + 54.5万円×世帯の被保険者数】 + [10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1)] 以下	2割	36,740円/年

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

国民健康保険からのお知らせ

◆国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日までとなっています。

7月中に新しい被保険者証を特定記録郵便で送付いたしますので、大切に保管していただくとともに、8月以降に医療機関等で受診される場合は、新しい被保険者証を提示していただきますようお願いいたします。

※国民健康保険税に滞納があり別途通知した方は、役場での納税相談の後に被保険者証を交付します。

◆国民健康保険の加入・脱退手続きについて

職場の健康保険に加入・脱退した場合は、国民健康保険への脱退・加入の手続きが必要です。

手続きが遅れると、職場の健康保険料と国民健康保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

＜国民健康保険に加入する手続きに必要なもの＞

- ①マイナンバーカードまたは通知カード
- ②社会保険等の資格喪失証明書等(被扶養者がいた場合はその方の氏名も記載されたもの)
- ③本人確認書類(顔写真付きの身分証明書は1点、顔写真のないものは2点)

＜国民健康保険を脱退する手続きに必要なもの＞

- ①国民健康保険の保険証
- ②新たに加入した健康保険の保険証

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

医療機関受診の際は マイナンバーカード（マイナ保険証）をご利用ください

令和6年12月2日から、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されます。
医療機関受診の際は、マイナンバーカード（以下「マイナ保険証」）をご利用ください。

～メリット～

- ・過去の投薬情報や健康診断の結果から、より良い医療を受けることができる
- ・手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される

【お持ちの保険証でも有効期限まで今までどおり受診できます】

お持ちの保険証（7月に送付いたします国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険証を含む）は券面に記載の有効期限までは使用できます。

【令和6年12月2日から健康保険証は新たに発行されなくなります】

○マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証の登録状況をお知らせする「資格情報のお知らせ」を交付します。

○マイナ保険証をお持ちでない方

健康保険証と同様に医療機関等で使える「資格確認書」を交付します。

健康保険証利用についての詳しい内容は、右記厚生労働省、デジタル庁ホームページをご覧ください。



厚生労働省
ホームページ



デジタル庁
ホームページ

問合せ…【マイナンバーカードでの受診について】健康保険課医療年金係 **【☎35-1222】**
【マイナンバーカードの申請について】町民福祉課町民係 **【☎35-1224】**

国民年金保険料の免除制度について

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除されます。被保険者の方々の負担能力に応じて、下記のような段階別の免除基準があります。

【期間】

令和6年7月以降の国民年金保険料免除申請は7月から受け付けます。保険料の免除を希望される方は7月1日以降に申請の手続きをしてください。

（申請時点から2年1か月前までの期間について、さかのぼって免除申請もできますので、未納期間がある方は早めの手続きをお願いします。）

【対象】

免除の対象になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。

また、災害や失業等の理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書等を添えてください。申請は毎年必要ですが、全額免除・納付猶予に該当する場合は希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

※保険料の免除の承認を受けた期間があると保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。免除承認期間分の保険料を後から納めること（追納）で年金額を増やすこともできますので、あわせてご検討ください。

問合せ…熊谷年金事務所
【☎048-522-5012】
健康保険課医療年金係
【☎35-1222】

上里町クールオアシスのお知らせ

上里町教育委員会では、熱中症予防対策の一環として、上里町立小・中学校の児童生徒が登下校中に冷房の入ったスペースで休憩できるよう、「上里町クールオアシス」を設置しました。実施期間は6月10日(月)から9月30日(月)です。

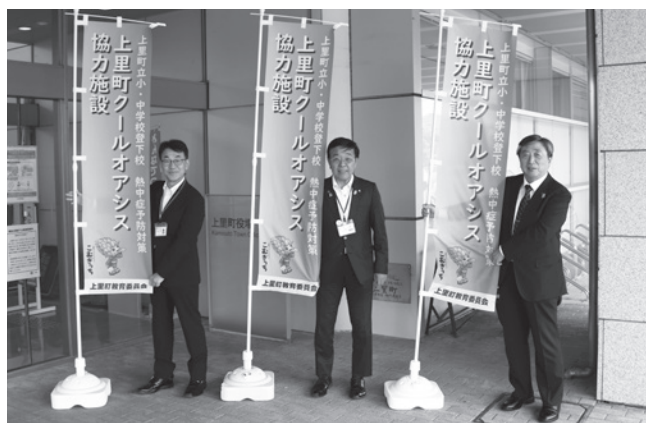
登下校の際、暑さで体調が悪くなる前に、「上里町クールオアシス」で涼み、熱中症を予防しましょう。

※上里町クールオアシス協力施設には、こむぎっちのイラストが入ったのぼり旗(右図)が設置してあります。

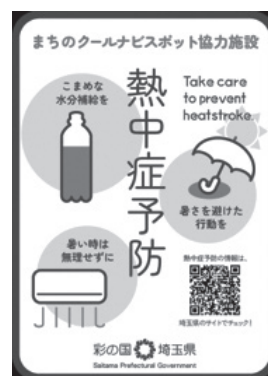
問合せ…教育指導課指導係【☎35-1247】



◀上里町クールオアシス設置施設はこちら



埼玉県では、熱中症予防についての情報発信拠点として「クールナビスポット」を設置しています。町の協力施設には右のステッカーが貼ってあります。



中学生体験研修の参加に補助金を交付します

町では、町内の中学生を対象に、さまざまな体験研修に参加する費用に対して補助金を交付しています。興味のある方、申し込みをしたい方はお問い合わせください。詳細は町ホームページをご覧ください。

対象研修…海外での語学研修、ホームステイ、留学、国内での宿泊研修、ボランティア体験等。個人的な研修については対象になりません。

補助額…研修参加費用として負担した額の2分の1以内
(海外研修10万円、国内研修5万円を上限)

利用回数…中学校在籍期間中、生徒1人1回

申込方法…申請書ならびに添付資料を研修実施日の14日前までに教育指導課へ提出

※申請は令和7年1月31日(金)までとしますが、予算が上限に達した時点で申請受付は終了となります。

体験実績…青少年海外交流事業(オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ)
英語村プログラム(韓国)
海洋体験セミナー(沖縄県) 等

問合せ…教育指導課指導係【☎35-1247】

